

みなし登録電気工事業者は、その営業所及び2日以上にわたる電気工事の施工場所ごとに、その見やすい場所に以下の標識を掲げなければならない。また、自社を紹介するホームページ等がある場合、標識と同様の内容をホームページ等に掲載する。

※一般用電気工作物等に係る電気工事を行う方で、かつ、建設業許可を受けている方

様式第16 (第12条)

登録電気工事業者届出済票	
届出先	千葉県知事届出第〇〇〇〇〇〇〇号 ①
届出の年月日	平成〇〇年〇〇月〇〇日 ②
氏名又は名称	株式会社〇〇〇〇 ③
代表者の氏名	〇〇 〇〇 ④
営業所の名称	〇〇〇〇〇〇〇〇 ⑤
電気工事の種類	〇〇用電気工作物 ⑥
主任電気工事士等の氏名	〇〇 〇〇 ⑦

(備考)

- 1 営業所の名称及び主任電気工事士等の氏名は、これを掲示する営業所に係るものに限る。
- 2 標識の大きさは、縦35センチメートル以上、横40センチメートル以上とすること。
- 3 標識に記載する事項は、受理通知書や開始届出書等を参考とすること。
- 4 内容に変更が生じたときは、速やかに修正するとともに変更届出書を提出すること。

参考

電気工事業開始届出受理通知書	様式第18 (第24条) 電気工事業開始届出書
住所	住所
氏名又は名称 株式会社〇〇〇〇 ③	氏名又は名称 株式会社〇〇〇〇 ③ 法人にあっては 代表者の氏名 〇〇 〇〇 ④
上記の者について、次のとおり電気工事業の業務の適正化に関する法律第34条第4項の届出があったことを証明します。	電気工事業を開始しましたので、電気工事業の業務の適正化に関する法律第34条第4項の規定により、次のとおり届け出ます。
平成 年 月 日	
千葉県知事	
1 届出年月日 平成〇〇年〇〇月〇〇日 ②	1 建設業法第3条第1項の規定による許可を受けた・・・
2 届出番号 千葉県知事届出第〇〇〇〇〇〇〇号 ①	2 電気工事業を開始した年月日
3 電気工事の種類 〇〇用電気工作物 ⑥	3 営業所等 営業所の名称 〇〇〇〇〇〇〇 ⑤ 営業所の所在の場所 電気工事の種類 〇〇用電気工作物 ⑥ 主任電気工事士等の氏名 〇〇 〇〇 ⑦